

山梨県立県民文化ホール施設利用料金表

1. 一般の施設利用料金表

(単位:円)

施設区分	入場料を徴収しない場合				左の料金に次の割合率を乗じて得た額を当該使用料金に加算した額	
	午 前 9:00~12:00	午 後 13:00~17:00	夜 18:00~22:00	全 日 9:00~22:00		
大ホール	29,910 (35,740)	88,230 (105,190)	105,190 (124,630)	212,860 (255,740)	入場料金	割合率
小ホール	21,380 (25,380)	25,380 (29,910)	35,740 (42,870)	77,970 (93,520)	500円未満	2割
大練習室 2・5号	2,800 (3,340)	5,720 (7,120)	6,260 (7,770)	14,250 (16,840)	500円以上 1,000円未満	3割
小練習室 1・3・4号	1,400 (1,620)	2,800 (3,340)	3,130 (3,670)	7,120 (8,420)	1,000円以上 2,000円未満	4割
リハーサル室	7,120 (8,420)	12,960 (15,550)	15,550 (18,790)	32,070 (38,490)	2,000円以上 3,000円未満	5割
大楽屋 2・11・13号	1,510 (1,830)	2,800 (3,340)	3,340 (3,990)	7,120 (8,420)	3,000円以上 5,000円未満	7割
中・小楽屋	1,180 (1,290)	1,620 (1,940)	2,050 (2,590)	4,320 (5,070)	5,000円以上	10割
会議室	9,070 (11,010)	16,840 (20,080)	20,080 (24,080)	44,170 (52,590)	備考6)に規定するもの	4割

【備 考】

- 1) かつこ内は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の利用料金とします。
- 2) 大ホール及び小ホールをリハーサルに利用する場合は、入場料を徴収しない場合のそれぞれの利用料金の5割に相当する額とし、準備に利用する場合は、入場料を徴収しない場合のそれぞれの利用料金の3割に相当する額とします。
- 3) 利用時間には会場の準備、観客の入退場、後始末(撤去)などに必要なすべての時間を含みます。
- 4) 使用時間がやむを得ない理由によりこの表の区分による時間を超過する場合の超過時間に対する利用料金はその超過時間が午前9時以前の場合及び正午以後の場合は午前の金額を、午後5時以後の場合は午後の金額を、午後10時以後の場合は夜の金額を時間割りにより徴収します。この場合において、その超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とします。
- 5) 入場料金の額に段階がある場合には、最高の入場料金の額をもってこの表の入場料金の額とします。
- 6) 入場料を徴収しない場合において、会費を徴収するもの、会員制度により会員を招待するもの、商品の売上高により招待券を発行するもの、その他これに準じるものは、入場料金を徴収したものとみなします。

山梨県立県民文化ホール施設利用料金表

2. 教育・福祉関係に係る施設利用料金表

(単位:円)

使用区分 施設区分	入場料金500円未満			
	午 前 9:00~12:00	午 後 13:00~17:00	夜 18:00~22:00	全 日 9:00~22:00
大ホール	20,080 (22,680)	58,420 (70,090)	70,090 (83,050)	142,770 (171,390)
小ホール	14,250 (16,840)	16,840 (20,080)	22,680 (27,210)	51,300 (61,020)
大練習室	1,830 (2,050)	3,670 (4,420)	4,320 (5,070)	9,070 (11,010)
小練習室	970 (1,080)	1,830 (2,050)	1,940 (2,370)	4,640 (5,610)
リハーサル室	4,640 (5,610)	8,420 (10,360)	10,360 (12,420)	21,090 (25,550)
大楽屋	1,080 (1,180)	1,830 (2,050)	2,370 (2,700)	4,750 (5,720)
中、小楽屋	750 (970)	1,180 (1,290)	1,400 (1,620)	2,800 (3,340)
会議室	6,040 (7,120)	11,010 (12,960)	13,710 (16,200)	29,260 (35,100)

1. 教育・福祉の適用範囲は、入場料料金が500円未満で次に掲げるものとします。

- 1) 県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校が行う教育活動であって、幼児、児童、又は生徒を対象とするもの。
- 2) 県内に所在する社会福祉法人、又は社会福祉に関する事業を主たる目的とする団体が行う社会福祉に関する事業。